

大和市地域型保育事業運営事業者募集要項

大和市では、低年齢児に集中している入所保留児童数を効果的に解消するため、小規模保育事業、家庭的保育事業の運営を希望する事業者を募集します。

今後の小規模保育事業、家庭的保育事業の整備を検討するものであり、設置場所や設置予定数など地域型保育事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期などについては、大和市子ども・子育て会議の意見等を踏まえて定めていくものであることから、今後の認可が可能な事業者数を把握するため、申込みの前に事前相談を実施します。

事前相談後、認可が可能と思われる事業者には、市からの案内により申込みをしていただきます。

なお、相談件数が多い場合は、市内の事業者を優先することがありますので、あらかじめご承知おきください。

※相談が少ない場合は、事前相談の期間を延長する場合があります。

また、今回の募集による開設時期以降の事業開始や居宅型訪問事業、事業所内保育事業を希望される場合は、随時相談を受付けますので、別途ご連絡をお願いします。

【小規模保育事業】

1. 概要

(1) 事業形態

児童福祉法第6条の3第10項に定める小規模保育事業（A型又はB型）

(2) 対象地域

市内全域

(3) 事業対象年齢及び定員

生後8週～2歳児（9人以上19人以下）

(4) 施設整備方法（ア又はイのいずれか）

ア. 新築

イ. 既存施設（賃貸物件を含む）の改築等

(5) 事業実施日

平成30年4月1日までに開所が可能なこと。（原則として開所日は各月の1日とします。）

2. 応募資格

(1) 平成28年5月現在、①～④のいずれかを満たす法人又は個人であること。

① 児童福祉法第35条第4項に定める保育所を運営している事業者

② 児童福祉法第6条の3第10項に定める小規模保育事業を運営している事業者

③ 市内において児童福祉法第59条の2に定める認可外保育施設を運営している事業者

④ 上記①から③のほか、小規模保育事業の設置経営主体として適当と認める事業者

(2) 小規模保育事業を実施するにあたり、事業者として経営が安定していること。

（銀行または手形交換所の取引停止処分、手形、小切手の不渡り、または所有する資産に対する仮差押命令等の処分を受けたことがないこと。ただし、経営の安定性を証明する文書が提出された場合を除く。）

- (3) 社会福祉事業に熱意と識見を有し、新たに小規模保育事業を運営するために必要な経営基盤及び社会的信用を有していること。
- (4) 児童の保育に対する熱意と豊かな愛情があり、児童の発達を深く理解していること。
- (5) 子ども・子育て支援法、児童福祉法及び大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の関係法令に適合し、保育所保育指針を遵守して保育の実施にあたる意思があること。
- (6) 市の子育て施策及び保育行政を理解し、これに積極的に協力すること。
- (7) 事業者又は運営施設について、法令に基づく改善の命令、事業停止、又は業務停止等の処分を受けたことがないこと。
- (8) 既設認可外保育施設においては、認可外保育施設指導監督基準（平成13年3月29日付雇児発177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別添）を遵守し、「認可外保育施設の指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けていること。

3. 施設の基準等

- (1) 施設及び保育環境については、児童福祉法で定める基準、「大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則」、「大和市家庭的保育事業の設置認可に係る審査基準」、「大和市家庭的保育事業等の認可に係る行政指導指針」、及び「家庭的保育事業等の認可等について」（平成26年12月12日付雇児発1212第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）等の関連法令に適合していること。
- (2) 「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」の一部改正について（平成26年12月12日付雇児発1212第7号・社援発1212第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）及び「社会福祉法人が営む小規模保育事業の土地、建物の所有について」（平成26年12月12日付雇児発第1212第2号・社援基発第1212第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長、社会・援護局福祉基盤課長連盟通知）に定められた事項を遵守すること。
- (3) 消防関係法令等の要件を満たすこと。
- (4) 施設は、建築基準法に基づく建築確認申請の確認済および検査済証を得ていることが確認できること。
- (5) 施設は、原則として建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）を満たしていること。なお、昭和56年5月31日以前に確認通知を受けた場合には、児童の安全管理のために、耐震調査や耐震補強工事の実施について本市と十分な協議を行うこと。
- (6) 施設の開設にあたり、周辺住民の同意が得られるよう努めること。なお、周辺住民への説明については、選考結果の発送後、速やかに行うこととし、説明の経過を保管しておくこと。
- (7) 設計にあたっては、園舎・園庭の配置や駐車場・駐輪場の確保等、近隣の住環境への影響を十分考慮した計画とするとともに、工事の際は、騒音対策、安全対策、工事車両通行等に留意すること。
- (8) 設置を予定している土地・建物が、現在、別の目的で利用されている場合、現在の利用者や関係機関等との調整が十分図られていること。

4. 基本的要件

(1) 保育時間

月～金曜日	・午前7時～午後6時までの11時間保育を実施すること。 ・延長保育を1時間以上実施すること。
土曜日	・午前7時～午後6時までの11時間保育を実施すること。

※土曜日の延長保育の提案も可とする。

(2) 休所日

休所日	・日曜日 ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 ・1月2日、3日及び12月29日、30日、31日
-----	---

※休日保育（日曜日、国民の休日及び休日において保育を実施すること。）の提案も可とする。

(3) 職員配置等

小規模保育事業 A型	・保育従事者全員が保育士であること。（保健師等を1人に限り保育士とみなすことができる。）
小規模保育事業 B型	・保育従事者のうち1/2以上が保育士であること。

※施設長を置くこと。（大和市家庭的保育事業等の認可に係る行政指導指針第8条を満たす者）

※職員については、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成27年3月31日付府政共生第350号、26文科初第1464号、雇児発0331第9号内閣府政策統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の内容を満たすこと。

(4) 給食の提供

- ① 自園調理方式（当該事業所の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により提供し、定員に応じた必要な調理員を配置すること。
※ただし、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日付雇児発第86号厚生省児童家庭局長通知）に記載されている留意すべき事項を遵守する場合に限り、給食調理業務の外部委託を認めるものとする。
- ② 「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」（平成22年3月30日付雇児発0330第8号・障発0330第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）や「社会福祉施設における衛生管理について」（平成9年3月31日付社援施第65号厚生省大臣官房障害保険福祉部企画課、社会・援護局人材課、老人保健福祉局老人福祉計画課、児童家庭局企画課長連名通知）等、厚生労働省発出の通知等の内容を十分理解及び遵守すること。
- ③ 『『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン』について』（平成23年3月17日付雇児保発0317第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）を遵守すること。
- ④ 大和市食育推進計画に沿った食育を進めること。

(5) 連携施設

保育内容の支援及び卒園後の受け入れを担う連携施設を確保すること。

(6) その他

- ① 集団保育が可能な障がい児の受け入れに努めること。また、本市と連携し保育を実施すること。
- ② 小規模保育事業の運営にあたっては、本市の指示に従うこと。

5. 施設整備費補助について

(1) 賃貸物件の活用による場合

①改修費： 16,500 千円（上限）

※小規模保育事業を実施する場合に必要な施設整備及び改修整備等に係る費用に対して補助するもの。

※対象経費の実支出額が 22,000 千円を下回る場合は、その実支出額に 3/4 を乗じて得た額（千円未満切り捨て）とする。

②その他賃借料に関する補助についてはご相談ください。

- ※1. 今後、補助金制度の見直しに伴い、変更が生じる場合があります。
2. 施設整備を行うために締結する契約については、大和市契約規則等に準拠し、大和市入札参加資格者名簿(建設工事)に登録している業者の中から一般競争入札の方法で選んでください。
 3. 一般競争入札の公告など契約事務の手続きについては、事業者自身で行うこととします。
 4. 入札等において不正等が発覚した場合は、事業者としての選定を取消し、補助金の返還を命じることがあります。

6. 地域型保育給付費等

子ども・子育て支援法による地域型保育給付費及び子ども・子育て支援交付金に基づき給付等を行います。

7. 手続き

(1) 募集要項の配布

期間	平成 28 年 5 月 2 日（月）から平成 28 年 5 月 31 日（火）まで
方法	① 大和市こども部ほいく課（保健福祉センター2 階）窓口配布 （土日、祝日を除く 8 時 30 分～12 時及び 13 時～17 時） ② 大和市WEB ページ上（ http://www.city.yamato.lg.jp/ ）

(2) 事前相談の受付（必須）

期間	平成 28 年 5 月 2 日（月）から平成 28 年 5 月 31 日（水）まで （土日、祝日を除く 8 時 30 分～12 時及び 13 時～17 時）
方法	事前に電話で予約のうえ、事前相談書をご持参ください。 電話：046-260-5672（大和市こども部ほいく課直通）

※事前相談の際には、別紙事前相談書に記載のうえ、図面（位置図・配置図・平面図）、事業者概要、現行保育事業概要（既存のリーフレットで可）をご持参ください。持参されない場合、事前相談をお受けできないことがあります。

(3) 申込み方法

期間	平成 28 年 6 月 1 日（水）から平成 28 年 6 月 15 日（水）まで （土日、祝日を除く 8 時 30 分～12 時及び 13 時～17 時）
方法	申込書及び必要添付書類を記載の上、大和市こども部ほいく課（保健福祉センター2 階）窓口までご持参ください。

8. 運営事業者の選考

運営事業者は、申込みを受け付けた事業者の中から選考します。なお、選考に必要な書類と詳細については別途お知らせします。

【注意事項】

- ※ 申込書の受理後であっても、資格や要件等を満たしていない場合や申込書類が不足している場合、又は小規模保育事業の運営事業者として相応しくない事項がある場合には選考しません。
- ※ 事業者の申し込み数にかかわらず選考は行いますが、設置数については、大和市子ども・子育て会議の意見を踏まえて定めることから、審査の結果、事業者を選定しないことがあります。
- ※ 運営事業者として選考した場合は、大和市と申し込み内容に沿った小規模保育事業の実施についての覚書を交わしていただきますが、補助金の交付など予算状況や施設整備計画の変更等により、選考結果を取り消す場合があります。
なお、運営事業者としての決定については、予算に係る議決をもって正式な決定とさせていただきます。
- ※ 小規模保育事業所の設置及び事業の運営が困難となった場合等、不測の事態により決定を取り消す場合があります。

9. その他留意事項

- ① 事前相談書及び申込み書等については返却しません。
- ② 事前相談の実施や申込み書類等の提出は、小規模保育事業の実施を約束するものではありません。
- ③ 提出した事前相談書及び申込み書等については、公表等に必要な場合、無償で使用できるものとします。また、応募者の正当な利益を害するものを除き、情報公開請求により開示する場合があります。

【家庭的保育事業】

1. 概要

(1) 事業形態

児童福祉法第6条の3第9項に定める家庭的保育事業

(2) 対象地域及び施設数

対象地域は市内全域とし2施設を設置予定である。

(3) 対象児童及び定員

生後4か月～2歳児（3人以上5人以下）

(4) 施設整備方法

既存施設（賃貸物件を含む）の改築等

(5) 事業実施日

平成29年4月1日までに開所が可能なこと。（原則として開所日は各月の1日とします。）

2. 資格

次の内容をいずれも満たす法人又は個人であること。

- (1) 社会福祉事業に熱意と識見を有し、新たに家庭的保育事業を運営するために必要な経営基盤及び社会的信用を有していること。
- (2) 児童の保育に対する熱意と豊かな愛情があり、児童の発達を深く理解していること。
- (3) 子ども・子育て支援法、児童福祉法及び大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の関係法令に適合し、保育所保育指針を遵守して保育の実施にあたる意思があること。
- (4) 市の子育て施策及び保育行政を理解し、これに積極的に協力すること。

3. 施設の基準等

- (1) 施設及び保育環境については、児童福祉法で定める基準、「大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則」、「大和市家庭的保育事業の設置認可に係る審査基準」、「大和市家庭的保育事業等の認可に係る行政指導指針」、及び「家庭的保育事業等の認可等について」（平成26年12月12日付雇児発1212第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）等の関連法令に適合していること。
- (2) 「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」の一部改正について（平成26年12月12日付雇児発1212第7号・社援発1212第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）及び「社会福祉法人が営む小規模保育事業の土地、建物の所有について」（平成26年12月12日付雇児発第1212第2号・社援基発第1212第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長、社会・援護局福祉基盤課長連盟通知）に定められた事項を遵守すること。
- (3) 消防関係法令等の要件を満たすこと。

- (4) 施設は、原則として建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）を満たしていること。なお、昭和56年5月31日以前に確認通知を受けた場合には、児童の安全管理のために、耐震調査や耐震補強工事の実施について本市と十分な協議を行うこと。
- (5) 施設の開設にあたり、周辺住民の同意が得られるよう努めること。なお、周辺住民への説明については、選考結果の発送後、速やかに行うこととし、説明の経過を保管しておくこと。
- (6) 設計にあたっては、園舎・園庭の配置や駐車場・駐輪場の確保等、近隣の住環境への影響を十分考慮した計画とするとともに、工事の際は、騒音対策、安全対策、工事車両通行等に留意すること。
- (7) 設置を予定している土地・建物が、現在、別の目的で利用されている場合、現在の利用者や関係機関等との調整が十分図られていること。

4. 基本的要件

(1) 保育時間

月～土曜日	・1日8時間以上保育を実施すること。
-------	--------------------

※延長保育の提案も可とする。

(2) 休所日

休所日	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜日 ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 ・1月2日、3日及び12月29日、30日、31日
-----	---

(3) 職員配置等

職員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育者 (保育士の資格を有し、市が指定する研修または、子育て支援員研修の受講を修了したもので、開所日時点において、62歳未満であること。) ・家庭的補助者 (市が指定する研修または、子育て支援研修の受講を修了したもの) ・嘱託医・嘱託歯科医 (連携施設の嘱託医から支援を受けることができる場合を除く。) ・調理員 (調理業務の全部を委託する場合又は連携施設等から搬入する場合を除く。)
------	---

※児童3人に対して家庭的保育者1人

※原則として家庭的保育補助者を配置し、複数体制で保育すること。

※児童5人に対して家庭的保育者1人及び家庭的保育補助者1名以上

(4) 給食の提供

- ① 自園調理方式（当該事業所の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により提供し、定員に応じた必要な調理員を配置すること。

- ② 「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」（平成 22 年 3 月 30 日付雇児発 0330 第 8 号・障発 0330 第 10 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）や「社会福祉施設における衛生管理について」（平成 9 年 3 月 31 日付社援施第 65 号厚生省大臣官房障害保険福祉部企画課、社会・援護局人材課、老人保健福祉局老人福祉計画課、児童家庭局企画課長連名通知）等、厚生労働省発出の通知等の内容を十分理解及び遵守すること。
- ③ 「『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン』について」（平成 23 年 3 月 17 日付雇児保発 0317 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）を遵守すること。
- ④ 大和市食育推進計画に沿った食育を進めること。

(5) 連携施設

保育内容の支援及び卒園児の受け入れを担う連携施設を確保すること。

(6) その他

- ① 支給認定を受けた障がい児の受け入れに努めること。また、本市と連携し保育を実施すること。
- ② 家庭的保育事業の運営にあたっては、本市の指示に従うこと。

5. 施設整備費補助について

施設整備等にかかる補助金については、相談内容に応じて補助が可能か検討します。

6. 地域型保育給付費等

子ども・子育て支援法による地域型保育給付費及び子ども・子育て支援交付金に基づき給付等を行います。

7. 手続き

(1) 募集要項の配布

期間	平成 28 年 5 月 2 日（月）から平成 28 年 5 月 31 日（火）まで
方法	① 大和市こども部ほいく課（保健福祉センター2 階）窓口配布 （土日、祝日を除く 8 時 30 分～12 時及び 13 時～17 時） ② 大和市WEB ページ上（ http://www.city.yamato.lg.jp/ ）

(2) 事前相談（必須）

期間	平成 28 年 5 月 2 日（月）から平成 28 年 5 月 31 日（火）まで （土日、祝日を除く 8 時 30 分～12 時及び 13 時～17 時）
方法	事前に電話で連絡のうえ、事前相談書をご持参ください。 電話：046-260-5672（大和市こども部ほいく課直通）

※事前相談の際には、事前相談書に記載のうえ、図面（位置図・配置図・平面図）をご持参ください。持参されない場合、事前相談をお受けできないことがあります。

(3) 申込み方法

期間	平成 28 年 6 月 1 日（水）から平成 28 年 6 月 15 日（水）まで （土日、祝日を除く 8 時 30 分～12 時及び 13 時～17 時）
方法	申込書及び必要添付書類を記載の上、大和市こども部ほいく課（保健福祉センター2 階）窓口までご持参ください。

8. 運営事業者の選考

運営事業者は、申込みを受け付けた事業者の中から選考します。なお、選考に必要な書類と詳細については別途お知らせします。

【注意事項】

※申込書の受理後であっても、資格や要件等を満たしていない場合や申込書類が不足している場合、又は家庭的保育事業の運営事業者として相応しくない事項がある場合には選考しません。

※事業者の申し込み数にかかわらず選考は行いますが、審査の結果、事業者を選定しないことがあります。

※運営事業者として決定した場合は、大和市と申し込み内容に沿った家庭的保育事業所の設置についての覚書を交わしていただきます。

※家庭的保育事業所の設置及び事業の運営が困難となった場合等、不測の事態により決定を取り消す場合があります。

8. その他留意事項

- ① 事前相談書及び申込み書等については返却しません。
- ② 事前相談の実施や事前相談書類等の提出は家庭的保育事業の実施を約束するものではありません。
- ③ 提出した事前相談書及び申込み書等については、公表等に必要な場合、無償で使用できるものとします。また、応募者の正当な利益を害するものを除き、情報公開請求により開示する場合があります。